

鹿児島県立石橋記念公園
管理基準

令和7年8月

鹿児島県土木部都市計画課

目 次

第1	管理業務の対象施設と対象外施設	1
第2	管理運營業務	1
第3	維持管理業務	2
第4	安全管理の基準	6
第5	物品の管理等の基準	6
第6	その他の業務の基準	6
資料		
①	管理区域図	8
②	園地等維持管理内訳表	9

県立石橋記念公園管理基準

鹿児島県立石橋記念公園の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、関係法令等によるほか、この基準による。

第1 管理業務の対象施設と対象外施設

1 対象区域

管理区域図で表示する範囲

2 公園施設

- | | |
|------------|--|
| (1) 園路及び広場 | 園路 |
| (2) 修景施設 | 水の流れ, 植栽 |
| (3) 教養施設 | 石橋記念館, 西田橋, 西田橋御門, 抱真院建物遺構 |
| (4) 便益施設 | 駐車場(普通車 26 台, バス 2 台), 臨時駐車場(普通車 53 台) |

第2 管理運営業務

1 管理運営体制の確保

- (1) 公園の管理運営に支障のないように管理要員を管理事務所に適切に配置し、運営に当たること。
- (2) 管理要員のうち1名を総括責任者として、記念館長とすること。
- (3) 運営体制を確保し、職員の育成に必要な研修を実施すること。

2 管理事務所の開所時間

管理事務所の開所時間は、石橋記念館の供用時間とする。

ただし、利用者対応等の業務がある場合は、必要に応じて随時延長を行う。

公園の供用日及び供用時間

- (1) 公園の供用日及び供用時間については、規則に示すとおりとする。

ア 公園部分 通年終日

イ 石橋記念館

(ア) 7月～8月まで午前9時～午後7時まで

(イ) その他の期間午前9時～午後5時まで

(ウ) 休館日 毎週月曜日及び12月31日～1月2日

3 管理運営業務

管理運営業務は、以下の業務を行う。

- (1) 公園利用者への対応

(2) 利用促進に関する業務

イベント、行事の開催など自主事業を実施し、公園の利用促進に努めること。また、ポスター、パンフレットの作成等、広報活動を積極的に行うこと。

(3) 苦情の処理

利用者からの苦情等については、適切に対応することとし、その内容を速やかに県に報告すること。

なお、判断が困難な場合は、速やかに県に連絡し、その指示を受けるものとする。

(4) 石橋に関する情報の収集及び提供

(5) 地元自治体・関係団体との連絡調整会議

県、地元自治体及び関係団体との連絡調整を行う場を設け、少なくとも半期に一度連絡調整会議を開催すること。

(6) 県への業務報告及び連絡調整

ア 事故等に係る措置

(ア) 指定管理者は、荒天、事故等により公園の区域若しくは各施設の利用が不可能と認められる場合、又は、公園の管理上やむを得ない場合で緊急を要する場合において、あらかじめ県の了解を得ることが困難である場合は、供用日や供用時間の変更、施設の利用禁止、立入禁止区域の設定、その他必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 指定管理者は前記(ア)の措置を行った時は、事故報告書により直ちに県に報告しなければならない。

(ウ) 指定管理者は、事故、災害、盗難、急病人やけが人など、その他非常事態が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに県に報告するものとする。

イ 施設の毀損等の報告

(ア) 指定管理者は、公園施設に損害（毀損、滅失等）が生じた場合は、損害の状況、損害額等を調査し、補修等必要な措置を行い、その結果を損害状況調査書により速やかに県に報告するものとする。

(イ) 施設損壊が公園の運営に重大な影響を及ぼす恐れがあると判断した場合、又は、業務管理費の範囲内で対応が困難な場合は、県へ報告を行い、対応策について協議するものとする。

ウ 公園施設の設置又は管理許可及び占用許可等の相談があった場合、県へ連絡すること。

第3 維持管理業務

1 共通事項

(1) 施設補修・修繕

施設及び設備は正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行い、部品交換や施設の保守点検、補修・修繕を行うこと。

(2) 指定管理者の行う業務範囲

ア 室内電球、公園灯ランプ等の日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換

- イ 1基（1件）あたり50万円未満の施設修繕（破損した施設や設備、物品を現状に復旧する行為）
- ウ その他県との個別協議により行う施設補修・修繕等

2 植物管理業務

(1) 留意事項

- ア 各植栽地の管理に当たっては、来園者の公園利用と安全を確保しつつ、病虫害防除や施肥、花木等の剪定時期など、最も適切な時期や方法を選び管理を行うものとする。
- イ 除草剤の使用は原則として行わないこと。
なお、低木植え込み地等の除草作業が困難な場所など、やむを得ない場合は使用できるものとする。
ただし、使用に当たっては、事業計画書に使用計画を記載するとともに、実施の際は事前に除草剤散布の周知や散布箇所の囲いを行うものとする。
- ウ 生育不良木については、土壌改良等の改善策を講じること。
- エ 危険防止のため、枯損木や枯れ枝の早期発見と除去を行うこと。
- オ 各作業の実施にあたっては、作業中である旨を表示するなど、来園者に周知を図るとともに、必要に応じ立ち入りを制限するなどの安全対策を施すこと。
- カ 作業の実施にあたり、年度別事業計画書により、事前に県の承認を受けること。

(2) 管理の基準の概要

別途「園地等維持管理内訳表」に示す工種の作業を以下のとおり実施すること。

- ア 花壇管理（プランター植え付け）
 - a 季節を感じられるよう適切な管理に努めること。
 - b 花がら摘み、灌水、花壇内の除草を行い、良好な景観の維持を図ること。
- イ 芝生管理
利用上及び景観上、支障のないよう必要に応じ、芝刈り、芝生補修、肥料散布等適切な管理に努めること。
- ウ 樹木剪定及び薬剤散布
施設の特性に応じた剪定及び薬剤散布を行うこと。
- エ 植込地除草
景観上支障のないよう適切な管理に努めること。
- オ その他
 - (ア) マツクイムシ防除として、園内の黒松全体に対し、予防薬の樹幹注入、農薬の地上散布を行うこと。
 - (イ) シロアリ防除として、園内の黒松全体に対し、スパウダー処理等を必要に応じて行うこと。
 - (ウ) 台風等の災害による復旧のうち、枝葉の除去、支柱の手直し等の軽微なものについては、指定管理者がこれを行うこととする。
なお、倒木の復旧、撤去等については、県と協議の上、その復旧にあたることとする。

3 施設管理業務

(1) 留意事項

- ア 安全面，衛生面，機能面の確保がなされるよう適切な管理を行うこと。
- イ 日常及び定期的な施設の点検と補修，清掃などの保守管理を行うこと。
- ウ 石橋及び石橋に関する貴重な資料の保護を図ること。

(2) 管理基準の概要

ア 園地・園路清掃（園内全域）＝1日1回以上

イ 石橋記念館

(ア) 日常清掃＝週1回以上

(イ) 床ワックス清掃，定期清掃＝年1回以上

(ウ) 窓ガラス清掃＝年1回以上

(エ) ブラインド清掃＝年1回以上

(オ) 照明器具清掃＝年1回以上

(カ) 自動ドア定期点検＝年4回以上（3ヶ月）

a エンジン装置各部の汚れ清掃を行うこと。

b エンジン作動状況，連結ベルト張力，扉の建て付け等の調査，調整を行うこと。

c 消耗部品の点検及び交換を行う。

d 感度スイッチの感度確認及び調整を行う。

e 不意の故障等，非常時については，その都度速やかに点検・調整を行う。

(キ) 空調設備＝年2回以上

冷暖房機の点検整備を冷房，暖房の使用時期に行うこと。

(ク) エレベーター

監視装置による遠隔定期診断及び必要に応じ各部の点検，調整を行うこと。

(ケ) ごみの収集及び処理＝週1回以上

ウ ろ過施設及び河川水貯留施設＝毎月2回以上

(ア) 各機器の運転状況の確認，記録を行い，異常が発生した場合は，直ちに原因を究明し，復旧にあたること。

(イ) 薬品注入量の設定，確認，調整，記録を行う。

(ウ) ろ過施設内の清掃を行う。

(エ) 3ヶ月に1回以上，人口河川内及び河川水貯留施設の清掃を，高圧洗浄機若しくは高圧ホースにより行う。

(オ) 年1回以上，電気設備の機器の総点検を実施すること。

(カ) 水道用次亜鉛素酸ソーダの補給を毎月行い，使用量等を記録・保管すること。

エ 水質検査＝毎月1回以上

プール水並の水質基準で管理を行うこととし，毎月1回点検時に次の項目について分析を行うこと。また，残留塩素簡易測定を利用状況に応じ実施すること。

(ア) 水質イオン濃度，濁度，有機物（過マンガン酸カリウム消費量）

(イ) 大腸菌群及び一般細菌（公的機関による検査報告書を提出すること。）

才 消防設備

消防法に基づく防火管理者を配置するとともに、消防設備の点検・調整等を年2回以上定期的に行い、その機能を常に良好な状態に維持すること。

力 貯水槽保守

(ア) 一般事項

飲料水用の貯水槽は、水道法並びに水道法施行規則及び水質基準に関する省令並びに建築物における衛生的環境確保に関する法律、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則及びこれに基づく厚生労働省告示並びに鹿児島市給水条例に定めるところによる。

(イ) 貯水槽清掃

指定管理者は、1週間に1回点検を行い、濁度・臭気等の確認を行うこととする。なお、異常が感じられた場合は、直ちに専門業者に連絡し、速やかに清掃を行うこと。

キ 飲料水の水質検査

給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知った時は、直ちに給水を停止し、またその水を使用することが危険である旨を関係者に周知する。

ク U型溝・桝清掃＝年1回以上

側溝・集水桝・浸透桝等の性能を回復するため、溜まった土砂等を除去する。

ケ 廃棄物処理

(ア) 一般事項

作業中は来園者等に支障とならないよう、十分に配慮し、廃棄物を公園内に落下させないように措置するとともに、廃棄物の積み込み後は集積所付近を清掃する。

その他、事業系ごみ処理方法に基づき処分することとする。(週1回以上)

(イ) 資源廃棄物

剪定後の枝葉については、チップ化しマルチング材等として園内で利用する。

(ウ) その他

ゴミについては、来園者の持ち帰りを原則とするが、持ち帰りを忘れたなどのゴミについては、事業系ごみ処理方法に基づき処分することとする。

コ 自家用電気工作物保守点検

(通常点検月1回以上、定期点検年1回以上)

電気工作物の維持及び運用が適切になされるように保守点検を行うこと。

サ 合併浄化槽保守点検・清掃

浄化槽法、鹿児島県浄化槽事務取扱要領に基づき保守点検等を行うこと。

シ 警備

(ア) 火災、盗難を防止するとともに、その他の不良行為を排除し、公共施設の財産の保全を図るため、必要な警備を行うこと。

(イ) 駐車場内のチェーン式ゲートについては、不良動作等により駐車場が正常に使用できないとき、速やかに復旧できる体制を取ること。

- ス その他＝毎日の業務
施設の戸締まり，施錠及び解錠を行う。

第4 安全管理の基準

指定管理者は，公園利用者の安全を確保するため次にあげるもののほか，必要な対策を講じるものとする。

- 1 指定管理者が行う研修
公園内で業務に従事する者の研修を行うものとする。
- 2 公園利用者の指導
公園施設の使用方法について，放送，掲示板，口頭等により利用者の指導を行うものとする。
- 3 水面の監視
人工河川内利用者の指導監視を行うものとする。
- 4 救急看護
石橋記念館開館中においては，傷病者等に対し，付近の病院等へ救急患者を搬送できる体制を確立しなければならない。
- 5 公園施設の安全点検
点検に当たっては「公園施設の安全点検に係る指針（案）」（平成27年4月国土交通省）に基づき行うこととする。

第5 物品の管理等の基準

- 1 物品の使用及び保管については，善良な管理者の注意義務をもって行うこととする。
- 2 指定管理者は，県に帰属する物品が使用不能となったときは，県に報告し，指示を受けることとする。
- 3 指定管理者は，県に帰属する物品について，3月末の現在数量と照合の上，毎年4月までに県にその管理状況を報告することとする。

第6 その他の業務の基準

- 1 通行証の発行
指定管理者は，公園の管理業務の執行上必要と認めるときは，車輛の通行証を発行す

ることができる。

2 保険に関する業務

指定管理者は、公園の管理に係る施設賠償責任保険，作業員等の労災保険等の契約を締結するものとする。

施設賠償責任保険については、以下の内容以上の施設賠償責任保険に加入すること

身体	1名につき	1億円以上
身体	1事故につき	3億円以上
財物	1事故につき	1,000万円以上

3 光熱水費に関する業務

指定管理者は、公園の管理に必要な電気，ガス及び水道に関する契約の締結並びにその料金の支払いを行うものとする。

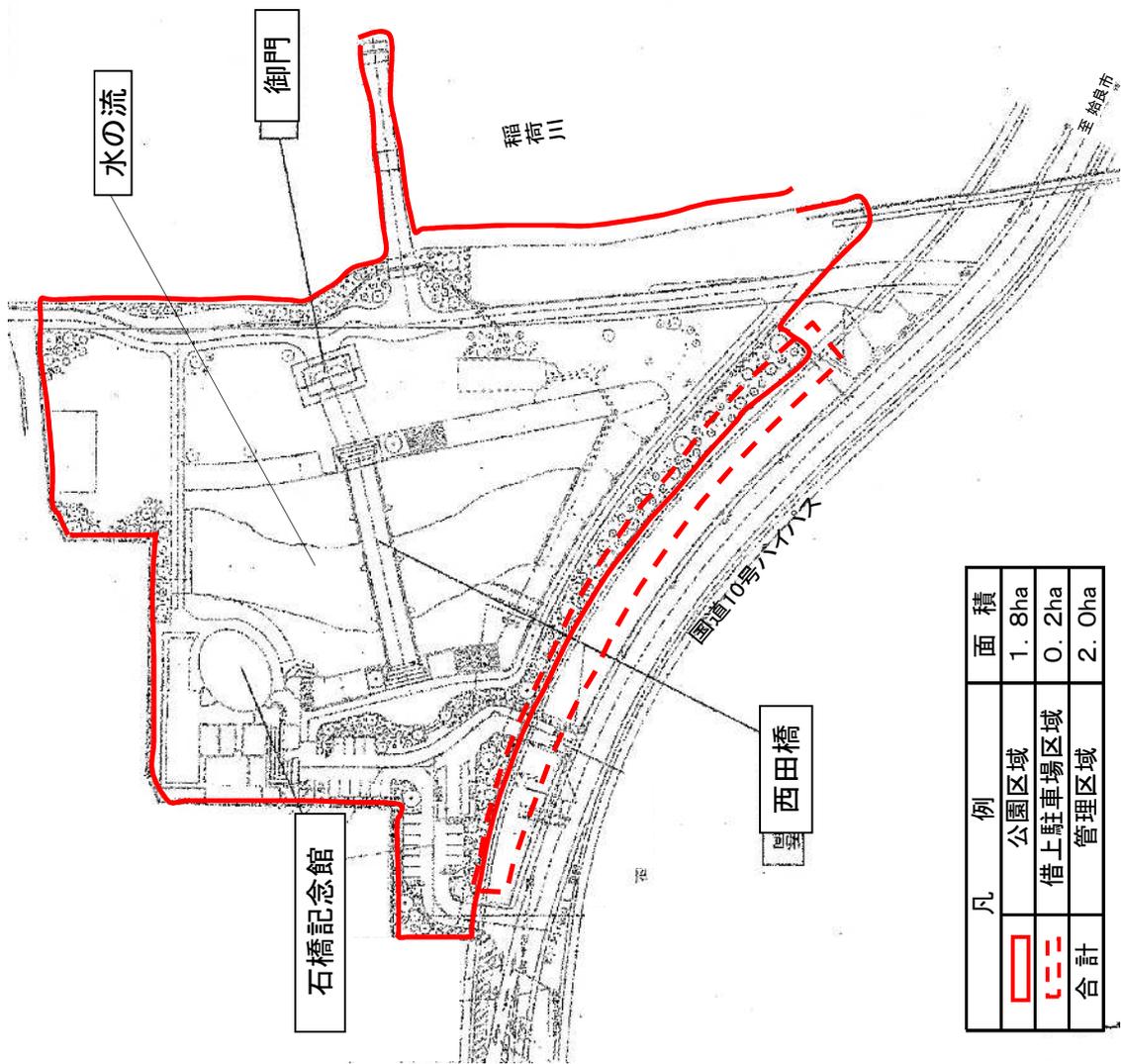
4 指定管理者名の表示

公園が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名を公園内に表示するとともに、案内パンフレット等にも明記するものとする。

5 その他

指定管理者は、1から4までに定める業務のほか、公園の管理を円滑に推進するため必要な業務を行うものとする。

石橋記念公園 管理区域



凡例	面積
 公園区域	1.8ha
 借上駐車場区域	0.2ha
合計	2.0ha

